

代理店手数料ポイント制度に関する基本的な考え方

一般社団法人日本損害保険協会

2024年6月25日に金融庁から公表された「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書 (<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240625.html>) において、代理店手数料ポイント制度に関して、

- 「規模・増収」に偏ることなく「業務品質」を重視する
 - 「業務品質」の具体的な指標について、損害保険会社の事務効率化ではなく、顧客にとってのサービス向上に資するものとする
- ことを検討していくことが損害保険業界に対して求められた。

これを受け、一般社団法人日本損害保険協会では、会員会社が、自社における代理店手数料ポイント制度の有無に関わらず、下記の考え方に賛同することを確認した。

記

顧客本位の業務運営を推進する観点から、「規模・増収」に偏ることなく、顧客にとってのサービス向上に資する「代理店の業務品質」を重視した代理店手数料ポイント制度とする。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	全管協れいわ損害保険株式会社
アイペット損害保険株式会社	ソニー損害保険株式会社
アクサ損害保険株式会社	損害保険ジャパン株式会社
アニコム損害保険株式会社	大同火災海上保険株式会社
イーデザイン損害保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
A I G 損害保険株式会社	トーマ再保険株式会社
エイチ・エス損害保険株式会社	日新火災海上保険株式会社
S B I 損害保険株式会社	日本地震再保険株式会社
a u 損害保険株式会社	ペット&ファミリー損害保険株式会社
株式会社N T T ドコモ損害保険	三井住友海上火災保険株式会社
キャピタル損害保険株式会社	三井ダイレクト損害保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社	明治安田損害保険株式会社
さくら損害保険株式会社	株式会社ヤマップネイチャランス損害保険
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	楽天損害保険株式会社
セコム損害保険株式会社	レスキュー損害保険株式会社
セゾン自動車火災保険株式会社	

以 上

2024年9月19日